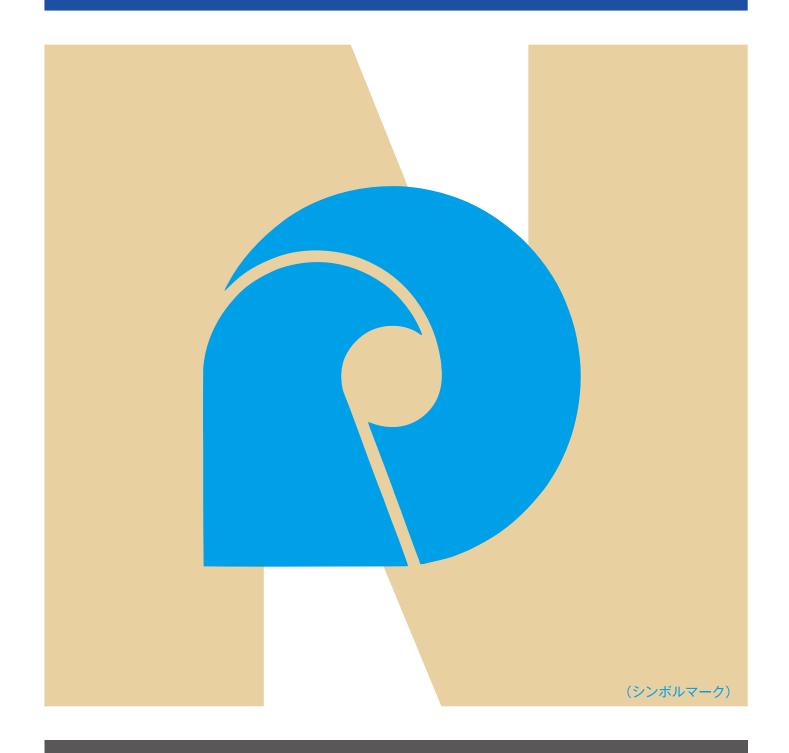
暴追センターだより



# **現していかさき**



公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

## 着任のごあいさつ

長崎県警察本部

刑事部長 池田秀明



今春の人事異動により、長崎県警察本 部刑事部長に就任いたしました池田でご ざいます。

県民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大という未曽有の災禍の中、大変な御苦労をされていることと拝察いたします。

このような状況下にもかかわらず、暴力団排除活動を始め、警察活動各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢をみますと、 平成27年に六代目山口組が分裂して以 降対立状態が続いており、特に六代目山 口組と神戸山口組については、拳銃等を 使用した抗争事件が、現在でも各地で発 生しています。

こうした状況を受け、昨年11月には、 暴力団対策法に基づき、両団体に対して 暴力団事務所の使用制限命令を発出し、 さらに、本年1月には、両団体を特定抗 争指定暴力団に指定して組織活動に制約 を加えるなど、国民生活の安全と平穏を 守るため、全国警察が一丸となり、対立 抗争の予防、鎮圧及び検挙に取り組んで いるところであります。

本県におきましても、両団体の傘下組織が存在するため、組織の動きをしっかりと把握し、対立抗争の火種になるような事件の未然防止や早期検挙等に力を注いでおります。

また、皆様方や各関係機関・団体による活発な暴力団排除活動の効果により、 県下の暴力団員の数は年々減少し、組織 の弱体化が進んでいるところですが、そ の一方で、暴力団側も組織の存続を図る ため、一般の経済活動に巧みに介入し、 活動実態を不透明化させて資金を獲得し ています。

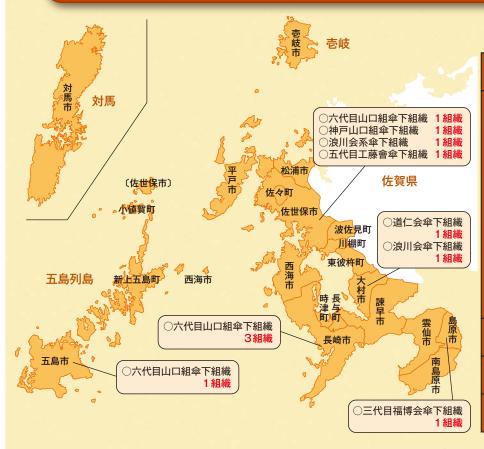
従来からの資金源である「みかじめ料の徴収」等に加え、架空請求等の「特殊詐欺」や「公的給付金の不正受給」など、社会情勢の変化に応じて巧妙かつ多様化した手段で資金獲得活動を行っており、今後は新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済の混乱に乗じて暴力団が暗躍することも想像に難くなく、企業の経済活動や日常生活に新たな脅威を与える可能性があります。

県警としましても、暴力団の壊滅に向け、取締りの手を緩めることなく、社会情勢の変化に即した取組みを一層推進し、県民生活の安全安心の確保に万全を期すとともに、県民の皆様の暴力団排除活動に対しましては、暴追センター、長崎県弁護士会など、関係機関・団体と連携し、全力で支援してまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、県民の皆様の御健 勝と御多幸を祈念いたしまして、私の挨 拶とさせて頂きます。

## 長崎県 暴力団分布図

長崎県警発表から 令和元年末現在



#### 長崎県の暴力団勢力

	名 称	組織数	構成員数 (約)		
	六代目山口組 傘下組織	5組織	100人		
指定	道仁会 傘下組織	1組織	20人		
暴力	三代目福博会 傘下組織	1組織	20人		
団 傘 下	浪川会 傘下組織	2組織	10人		
組織	五代目工藤會 傘下組織	1組織	5人		
	神戸山口組 傘下組織	1組織	5人		
暴力団周辺者		ı	20人		
長崎県認定県外暴力団		_	10人		
	合 計	11組織	190人		

## 暴力団離脱者の社会復帰活動にご協力を

昨今の暴力団情勢は、「暴力団対策法」の規制強化や長崎県暴力団排除条例の施行により、組織を支える資金獲得活動が非常に困難になってきています。暴力団員の中には、暴力団と手を切り正業に就き更正したいと考える者も増えています。

本県では平成25年に「長崎県暴力団離脱者社会 復帰対策連絡会」を再構築するなど、暴力団離脱者 の就労支援に取組んでいます。

現在県内では建設業を中心に14業者が受入れを 表明していただいていますが、まだまだ少ないのが 現状です。

「暴力団をやめる、やめろ」と言われても就労先がなければ組織に戻ってしまいます。

企業にとって、元暴力団を受入れ雇用することは

大きな不安を伴うことは十分承知しています。もし、 受入れていただければ、長崎県警等と連携して受入 れていただいた企業の皆様そして離脱者に対してア フターケア、支援、見守りに努めてまいります。

本事業の趣旨をご理解いただき、社会復帰を希望 する者の受入れについて、ご賛同又は協力いただけ る企業様がございましたら、当暴力追放センターま でご一報いただきますよう、よろしくお願いします。

連絡先

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター 〇 095-825-0893



#### 暴力団離脱者雇用給付金支給規程

当暴追センターの相談に係る離脱者を受け入れていただいた事業者の方に、1か月につき10万円を限度として6か月間支給いたします。

## 全国 指定暴力団分布図

令和元年末現在

北海道

#### 指定暴力団の状況



(勢力範囲: 4県) (構成員数:約450人) 福岡県久留米市京町247-6 代表する者 小林 哲治

(勢力範囲:1県) (構成員数:約90人) 福岡県田川市大字弓削田1314-1

代表する者 日高 博

三代目福博会 (勢力範囲:3県) (構成員数:約100人) 福岡県福岡市博多区千代5-18-15 代表する者 金 寅純

浪川会 (勢力範囲: 1都5県) (構成員数:約200人) 福岡県大牟田市上官町2-4-2 代表する者 朴 政浩

七代目合田一家

(構成員数:約60人) 山口県下関市竹崎町3-13-6

代表する者 金 教煥

山山口

(勢力範囲:

福岡

能太

大分

佐賀

 里児島 宮崎

沖縄

旭琉會

(勢力範囲:1県) (構成員数:約300人)

沖縄県沖縄市上地2-14-17 代表する者 花城 松一

長崎

六代目共政会 (勢力範囲:<mark>1県</mark>) (構成員数:約130人) 広島県広島市南区南大河町18-10 代表する者 荒瀬 進

E代目俠道会 (勢力範囲:5県) (構成員数:約80人) 広島県尾道市山波町3025-1 代表する者 渡邊 望

五代目浅野組

(勢力範囲: 2県) (構成員数: 約60人)

代表する者 中岡 豊

岡山

徳島

岡山県笠岡市笠岡615-11

六代目山口組 (勢力範囲: 1都1道2府39県) (構成員数:約4,100人) 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 代表する者 篠田 建市

神戸山口組 (勢力範囲: 1都1道2府28県) (構成員数:約1,500人) 兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7 代表する者 井上 邦雄

任侠山口組 (絆會) (勢力範囲: 1都1道1府9県) (構成員数:約300人) 兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6 代表する者 金 禎紀

七代目会津小鉄会 (勢力範囲: 1府) (構成員数: 約30人) 京都府京都市左京区一乗寺塚本町

代表する者 金 元

神奈川

富山

静岡

長野

石川

岐阜

愛知

福井

滋賀

三重

奈良

九代目酒梅組 (勢力範囲: 1府) (構成員数:約30人)

山形 宮城 新潟 福鳥 群馬 栃木 埼玉 茨城 山梨 東京

関東関根組 (勢力範囲: 1都1道3県) (構成員数:約110人) 茨城県土浦市桜町4-10-13 代表する者 大塚 逸男

青森

岩手

秋田

双愛会 (勢力範囲: 2県) (構成員数:約140人) 千葉県市原市潤井戸1343-8 代表する者 椎塚 宣

(勢力範囲:1県) (構成員数:約40人) 香川県高松市塩上町2-14-4 代表する者 吉良 博文

代目親和会

島根

愛媛

高知

四代目小桜一家 (勢力範囲: 1県) (構成員数:約60人) 鹿児島県鹿児島市甲突町9-24 代表する者 平岡 喜榮

代表する者 吉村 三男

代目東組 (勢力範囲: 1府) (構成員数: 約110人) 大阪府大阪市西成区山王1-11-8

大阪府大阪市西成区太子1-3-17

代表する者 滝本 博司

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和元年末現在のものを示しています。

ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。 2: 令和元年末における全暴力団構成員数 (約14,400人) に占める指定暴力団構成員数 (約13,800人) の比率は95.8%となってい 稲川会

(勢力範囲: 1都1道16県) (構成員数:約2,100人) 東京都港区六本木7-8-4 代表する者 辛 炳圭

(勢力範囲: 1都1道1府15県) (構成員数:約2,800人) 東京都港区赤坂6-4-21 代表する者 関 功

極東会 (勢力範囲: 1都12県) (構成員数:約450人) 東京都新宿区歌舞伎町2-18-12 代表する者 曺 圭化

松葉会 (勢力範囲: 1都7県) (構成員数:約390人) 東京都台東区西浅草2-9-8 代表する者 荻野 義朗

### 不当要求に関するアンケートの実施結果

令和元年度中に(公財)長崎県暴力追放運動推進センターが開催した「不当要求防止責任者講習」の受講者から「暴力団排除活動に関するアンケート調査」についてご協力をいただきました。

その結果は次のとおりです。ご協力をいただいた方にはお礼申し上げます。

受講者総数1,176名回答総数1,146名回答率97.4%



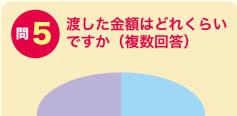
## **102** 不当要求の内容はどのようなものですか (複数回答)

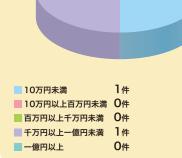
不当要求の内容	件数
些細なことでの因縁・暴行・脅迫・傷害	1
物や金を貸したが返してくれない	0
物品の購入・券の購入の強要	2
ショバ代、あいさつ料、用心棒等を要求	0
寄付金・賛助金・機関誌購読料金等の請求	5
仕事のミス等に難癖をつけ賠償金請求	1
工事現場の騒音・粉塵等で難癖をつけ賠償金請求	3
スキャンダル等口止め料要求	0
その他	6
合 計	18



#### 要求に応じた理由は (応じた、一部応じたと回答した方、複数回答)

要求に応じた理由	件数
うるさいから早く解決したかった	0
穏便に済ませたかった	0
恐ろしかった	0
当方に落ち度があった	1
業界の慣習にすぎない	0
その他	0
合 計	1





計2件

#### 問 6 暴力団が根絶しない理由はなんですか (複数回答)

暴力団が根絶しない理由	件数
問題解決に暴力団を利用する人がいる	713
被害にあっても仕返しが恐くて警察に届け出ない	750
暴力団の要求に屈して資金提供する人がいる	659
警察の取締りが手緩い	147
暴力団を取り締まる法律が整備されていない	152
暴力団員の犯罪に対する刑が軽い	255
一度組に入ったら抜け出すことが困難	262
暴力団に憧れたり、加入する人がいる	233
その他	36
合 計	3,207

## 機関誌などの購読要求対応要領

暴力団等反社会的勢力による書籍、機関誌等の不当な購読要求は後を絶ちません。電話による要求、或いは一方的に送りつけられた場合、購読する意思がなければ明確に拒否し、送付された場合は「受取拒否」 又は「返送」の手続きで対応して下さい。

#### 電話による購読を求められたとき

#### ◎早期に確認

- ●相手の確認 ∼ 相手が何処の誰だか判らないまま対応しない。
- ●用件の確認 ∼ 当初の段階で、何の用件かを確認する。世間話には応じない。

#### ◎担当者による対応

- ●担当者の窓口を一本化し、トップには取り次がない。
- ●トップの同級生、友人等になりすます手口が増えています。

#### ◎措置

- ●必要がなければ、「いりません」「購読の意思はありません」と明確に拒否
- ●断りに理由は不要です。そして記録・録音をしておく。電話は短時間で済ます。
- ●「いいです」「結構です」などの曖昧な断り方は、容認とも受け取られかねない。

#### 

●「会社取材をしたい」「多くの会社から賛同を得ている」「主義・主張に反対か」 「今回一回限りで結構だ」などと強引に要求をされます。

#### 一方的に送りつけられたとき

機関誌の送達を受けた日から14日間、送付者に引き取り請求した日から7日間を経過すれば、送付者の返還請求権がなくなり、自由に処分できます。

但し、事後のトラブルを避けるため明確に「受取拒否」或いは「購読拒否」を明記して返送しましょう。

#### ◎開封前の返送

●メモ用紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載し押印したうえ、郵便物宅 配便の宛名面に貼付し、郵便局・宅配業者を通して返送します。

#### ◎開封後の返送

- ●一方的に送りつけられた図書等を返送する義務はありません。
- ●しかし、トラブルを避けるため、包装を解いてしまったら内容証明郵便、配達証明 郵便で「購読の意思がない」旨を明記して返送します。
- ●内容証明は、文書1通のみが対象で、文書と物品は一緒には送れません。
- ●配達証明は、文書と物品は一緒に送れます。

## 暴力団等からの不当要求への「組織的な対応」 10のチェックリスト

暴追センターが実施している不当要求防止責任者講習や企業研修会等では、暴力団等に対する基本 的対応要領について、『その大原則 (対応の基本) は、組織的な対応です。』という説明を最初にします。 引き続き、

- 平素の準備 4項目
- 有事の対応(不当要求対応要領) 12項目

を中心に説明をしていきます。

今回は、不当要求防止責任者や企業の管理者等が、内部対応態勢を整備していく上での、危機管理としての「組織的な対応」の確認【10のチェックリスト】を列挙します。各事業所等での再確認をしてみて下さい。

,		チェック
	1 窓口は一本化していますか? (業務(事案)別、所属別、組織別)	
	2 担当者(不当要求防止責任者)の指定はしていますか? (業務(事案)別、所属別、組織別)	
	3 報告要領(書式例)は決まっていますか?	
	4 報告ライン(決裁ライン)は、決まっていますか? 組織のトップまで報告が上がっていくシステムですか?	
	5 処理決定権者及び処理担当者(現場確認者等)は、決まっていますが	י? [
	6 不当要求防止対策委員会等は設置されていますか? → 定期的、随時に開催され、事案の情報共有、対応要領の検討(記述)がされていますか?	吉め)
	<ul><li>7 具体的対応要領はマニュアル化されていますか?</li><li>→ 各人が保有していますか(机の中に眠っていませんか)?</li><li>→ マニュアルに基づく研修(訓練)をしていますか?</li></ul>	
	8 関係機関との連携システムが整備され、緊急の場合等の連絡先一覧に 作成配布、掲示されていますか?	‡ <u></u>
	9 夜間、休日の体制は確立されていますか?	
	<ul><li>10 各種協議会等のフィードバックはされていますか?</li><li>→ 事案(対象者)の情報共有、不当要求行為への対応要領等</li></ul>	

## 暴力団追放 111

### 暴力団を **「恐れない」**

恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる

## 暴力団に **「金を出さない」**

金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる

## 暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です



## 暴力団と 「**交際しない」**

交際は暴力団の活動を助長することになります 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます

#### 長崎県暴追センターの主な活動

- 最力団からの被害を防止するための 講習(不当要求防止責任者講習、年 25回予定)
- ② 暴力団の絡む困りごと相談 ~秘密厳守~
- 3 暴力団追放啓発活動
- 4 暴力団から離脱しようとする者に対する支援活動(離脱指導、社会復帰者受入事業者の開拓)
- 暴力団組事務所使用差し止め請求訴訟の提起等
- 民間組織が行う暴力追放運動を支援 する活動
- √ 暴力団の不当な行為に係る被害者の 支援
- ② 少年に対する暴力団の影響を排除する活動
- 9 その他
  - ●不当要求情報管理機関への業務支援
  - •少年指導委員に対する研修
  - 暴力追放功労団体・功労者等の表彰など

#### 公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

所在地/長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893

相談メールアドレス

info@boutsui-nagasaki.or.jp

ホームペーシ

https://www.boutsui-nagasaki.or.jp

○暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を 無料・秘密厳守





●発行 令和2年7月

(公財)長崎県暴力追放運動推進センター

●印刷 平和堂オフセット印刷(有)